

諮問番号 令和8年度諮問第1号

答申番号 令和8年度答申第1号

答 申 書

第1 審査会の結論

審査請求人〇〇〇〇（以下「審査請求人」という。）による「国民健康保険税納税通知書兼決定通知書に関する処分」、「令和7年度国民健康保険税第1期の督促に関する処分」及び「令和7年度国民健康保険税第2期の督促に関する処分」についての審査請求は、棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第2 事案の概要

- 1 処分庁は、令和7年度の国民健康保険税の課税額を算定し、令和7年7月7日付けで「令和7年度国民健康保険税 納税通知書兼決定(変更)通知書 通知書番号〇〇〇〇」を審査請求人に送付した。
- 2 審査請求人は、令和7年7月12日に上記1の通知書の内容を知った。
- 3 処分庁は、令和7年8月20日付けで上記国民健康保険税に係る第1期分の督促状を審査請求人に送付した。
- 4 審査請求人は、令和7年8月23日に上記3の督促状の内容を知った。
- 5 処分庁は、令和7年9月19日付けで上記国民健康保険税に係る第2期分の督促状を審査請求人に送付した。
- 6 審査請求人は、令和7年9月23日に上記5の督促状の内容を知った。
- 7 審査請求人は、令和7年10月10日に「処分の取り消しや例外の規定を設けたうえでの代替的処置など、問題に対しての調和的な解決の提示を求める。」として本件各審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 現在の製薬医療業界全般が人の健康に寄与するものではなく、むしろ利益や権益のために人々の健康を害することすら積極的におこなってきた事実を知り得ており、その確証を得ている。

健康保険制度はこの人道に反する医療制度を支える制度であり、これに加入する

ことはできない。

そのため春日部市には、審査請求人を健康保険から脱退させるよう令和6年8月から要請しているが、今までのところ認められないとの見解しか示されていない。

しかし、上記理由により今後も健康保険に加入することを人として認めることはなく、したがってその保険料の請求に対しても支払いに応じることはできない。

よって、処分の取り消しや例外の規定を設けたうえでの代替的処置など、問題に対しての調和的な解決の提示を求める。

- 2 地方税法(昭和25年法律第226号。以下「税法」という。)第703条の4は、「国民健康保険税を課することができる」と規定されており、課さないこともできるという含意を示しているものと受け取れる。

実際に起こる問題や例外に配慮し、解釈の余地を残すもので、市は対応できる余地がなんらかの形であるはずだが、責任を回避するため、建設的な解決策を見出すことを拒んでいる。

異なる見解を持ちながらも歩み寄ることができる問題であり、調和的な解決を求める。

第4 処分庁の主張の要旨

本件各審査請求について、次のとおり「棄却する。」との裁決を求める。

- 1 国民健康保険法(昭和33年法律第192号。以下「法」という。)第5条は、「都道府県の区域内に住所を有する者は、当該都道府県が当該都道府県内の市町村とともに行う国民健康保険の被保険者とする。」と規定している。また、審査請求人は、法第6条の「健康保険法(大正11年法律第70号)の規定による被保険者」などの適用除外に該当しないため、平成28年7月26日付けで社会保険を喪失した時点において、国民健康保険の被保険者となった。
- 2 春日部市は、税法第703条の4により国民健康保険税を課している。また、春日部市国民健康保険税条例(平成17年条例第120号。以下「条例」という。)第1条で課税の根拠を定め、条例第13条で納税義務の発生については、その発生した日の属する月から、月割りをもって算定した額を課すと定めている。
- 3 処分庁は、上記1及び2に説明した規定に基づき、令和7年7月7日付けで令和7年度国民健康保険税 納税通知書兼決定(変更)通知書を送付したもので、本件賦課処分は適法なものである。
- 4 税法第726条は、納税者が納期限までに国民健康保険税に係る地方団体の徴収

金を完納しない場合においては、徴税吏員は、納期限後20日以内に、督促状を發しなければならない旨を規定している。

- 5 処分庁がおこなった督促状の發送は、上記4の規定に基づいた適法な処分であり、瑕疵はない。
- 6 審査請求人は、本件賦課処分についての審査請求書「5 審査請求の理由」において、「私は現在の製薬医療業界全般が人の健康に寄与するものではなく、むしろ利益や権益のために人々の健康を害することすら積極的におこなってきた事実を知り得ており、その確証を得ています。健康保険制度はこの人道に反してしまっている医療制度を支える制度であり、これに加入することはできません。（略）したがってその保険料の請求に対しても支払いに応じることはできません」とし、補足として別紙1で「製薬医療業界は人命に携わる性質から、人の命を食い物にするかのような、常識的に考えて非道な行いを数々行ってきました。（略）私はその具体的な例をいくつも見聞きし、考察し、知り得ています。（略）このような不健全な業界を支える健康保険制度を私は認めることはないことをご理解いただきたいと思います。そしてそう考える人は脱退できなくてはなりません」と主張しているが、これらは全て本件賦課処分における法的手続きの瑕疵の指摘等ではなく、審査請求人の個人的見解や意思表示を述べているにすぎず、処分を取り消す理由にならない。
- 7 また、審査請求人は、別紙2で「市としてこの問題に対し調和的な解決に至るために何ができるのかを模索し、具体的な解決策をご提示いただけますようご賢慮とご尽力をお願い申し上げます」と主張しているが、これは審査請求制度の対象となる行政処分の外の事柄を要求するものであり、審査請求制度の目的を逸脱しているものである。
- 8 審査請求人は、本件各審査請求書の「4 審査請求の趣旨」において、「①処分の取り消しや②例外の規定を設けたうえでの代替的処置など、問題に対しての調和的な解決の提示を求める」と述べている。
 - ①については、1乃至5で説明したとおり、法令及び条例の規定に従って適法になされた本件各処分には、取り消されるべき違法又は不当な点はない。
 - ②についても、7と同様に、審査請求制度の対象となる行政処分の外の事柄を要求するものであり、審査請求制度の目的を逸脱しているものである。
- 9 以上のとおり、本件賦課処分及び本件各督促処分には違法又は不当な点はなく、審査請求人の主張には理由がないため、行政不服審査法第45条第2項により棄却を求める。

第5 審理員意見書の要旨

1 結論

本件審査請求は、訴えの理由がないことから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により棄却されるべきである。

2 判断の理由

（1）国民健康保険被保険者資格の有無について

- ① 法第5条は、「都道府県の区域内に住所を有する者は、当該都道府県が当該都道府県内の市町村とともに行う国民健康保険の被保険者とする。」と、法第6条は、「健康保険法（大正11年法律第70号）の規定による被保険者」等に該当する者は、国民健康保険の被保険者としないと規定している。
- ② 審査請求人は、埼玉県春日部市に住所を有している。
- ③ また、審査請求人について、法第6条に規定する適用除外の要件に該当する事実は認められない。この点につき口頭意見陳述において、審理員が審査請求人に対し、本件賦課処分の対象期間中に、被用者保険や他の公的医療保険に加入していた事実はあるか質問したところ、そのような事実はない旨の回答を得ている。
- ④ したがって、処分庁が、審査請求人について、国民健康保険の被保険者としたことは、法及び関係法令等の規定に従ったものであり、違法又は不当な点は認められない。

（2）個人の意思表示と被保険者資格等の関係について

- ① 審査請求人は、国民健康保険制度に対する個人的評価を理由に被保険者資格を否定し、「加入を認めない」旨を主張する。
- ② しかしながら、国民健康保険は、国民皆保険制度の一翼を担う公的医療保険制度であり、被保険者資格は上記（1）①のとおり客観的・画一的に定められている。他の公的医療保険制度に該当しない者は、当然に国民健康保険の被保険者となるものとされている。
- ③ 制度に対する評価や信頼の有無といった主観的事実は、法及び関係法令等において、被保険者資格の成立を否定し、又は納税義務を免除する事由として位置づけられていない。
- ④ したがって、審査請求人の個人的評価や「加入を認めない」旨の意思表示をもって、被保険者資格や納税義務が否定されるものではない。

（3）国民健康保険税の賦課処分について

- ① 法第76条は、「市町村は、当該市町村の国民健康保険に関する特別会計にお

いて負担する費用に充てるため、被保険者の属する世帯の世帯主から保険料を徴収しなければならない。ただし、地方税法の規定により国民健康保険税を課するときは、この限りではない。」旨を規定している。

- ② 税法第703条の4第1項は、「国民健康保険を行う市町村は、当該市町村の国民健康保険に関する特別会計において負担する次に掲げる費用に充てるため、国民健康保険の被保険者である世帯主に対し、国民健康保険税を課することができる。」と規定している。

なお、審査請求人は、この規定について「国民健康保険税を課さないこともできるという含意を示しているものと受け取れ、市は対応できる余地が何らかの形であるはずだ」と主張するが、これは①の規定のとおり「保険料を徴収しなければならない」ところ、保険料方式に代えて保険税方式を採用することも可能であることを意味するに過ぎない。

- ③ 条例第1条は賦課徴収の根拠を、第2条は納税義務者を、条例第3条は課税額を、条例第11条は徴収の方法を、条例第12条は納期を、条例第13条では納税義務の発生について、その発生した日の属する月から、月割りをもって算定した額を課すと規定している。
- ④ 処分庁は、上記の各規定に基づき、国民健康保険税の納税義務者である審査請求人に対して、令和7年度における審査請求人に係る国民健康保険税の税額、徴収方法、納期限を決定し、令和7年7月7日付けで令和7年度国民健康保険税納税通知書兼決定（変更）通知書を送付した。
- ⑤ これらのことから、処分庁による本件賦課処分は、法及び関係法令等の規定に従ったものであり、違法又は不当な点は認められない。

（４） 国民健康保険税の督促処分について

- ① 税法第726条は、納税者が納期限までに国民健康保険税に係る地方団体の徴収金を完納しない場合においては、徴税吏員は、納期限後20日以内に、督促状を発しなければならない旨を規定している。
- ② 処分庁は、上記①の規定に基づき、国民健康保険税第1期分の納期限である令和7年7月31日までに納付がなかったため、令和7年8月20日付けで審査請求人に督促状を送付した。

また、国民健康保険税第2期分の納期限である令和7年9月1日までに納付がなかったため、令和7年9月19日付けで審査請求人に督促状を送付した。

- ③ 本件各督促処分について、審査請求人から当該国民健康保険税第1期分及び第

2期分を納期限までに納付したという主張はなく、納付があったと認められる証拠もない。

- ④ これらのことから、処分庁による本件各督促処分は、法及び関係法令等の規定に従ったものであり、違法又は不当な点は認められない。

(5) 処分の取り消しや代替的処置による調和的な解決について

- ① 審査請求人は、本件各審査請求書の「4 審査請求の趣旨」において、「(i) 処分の取り消しや(ii) 例外の規定を設けたうえでの代替的処置など、問題に対しての調和的な解決の提示」を求めている。
- ② (i)については、上記(3)及び(4)で述べたとおり、本件賦課処分及び本件各督促処分は法及び関係法令等の規定に従ったものであり、取り消されるべき違法又は不当な点は認められない。
- ③ (ii)については、上記(2)で述べたとおり、法及び関係法令等において、審査請求人の主張する事情をもって、被保険者資格又は納税義務を免除する規定は存在しない。

また、行政不服審査制度は、個別具体的な処分の違法性又は不当性の有無を審査する制度である。処分庁に対し、法令に根拠のない例外規定の創設による代替的処置など、調和的な解決策を講じることを命ずる権限を有するものではない。

したがって、(ii)の要求は、本件審査の対象とならない。

第6 審査会の判断

1 処分該当性

本件賦課処分（令和7年度国民健康保険税納税通知書兼決定（変更）通知書に関する処分）は、令和7年度における審査請求人に係る国民健康保険税の税額、徴収方法及び納期限を決定したものであるから、行政不服審査の対象となる処分に該当する。

また、本件各督促処分（令和7年度国民健康保険税第1期及び第2期の各督促に関する処分）も、国民健康保険税の未納を前提に、法令に基づき督促状を発したものであって、納税者が納期限までに国民健康保険税を完納しない場合にその履行を催告する行為であるとともに、次にきたるべき滞納処分手続の前提要件をなすものであることから、行政不服審査の対象となる処分に該当する。

なお、審査請求人は、令和6年8月1日付審査請求において、本件と同様の処分に対する類似の主張に基づき審査請求を行い、審査庁より棄却裁決を受けている（令

和7年6月19日付春総発第107号)。

2 争点に対する判断及び理由

(1) 審査請求人の主張についての検討

審査請求人は、税法第703条の4の文言(「課することができる」)を根拠として、市に「課さない」選択の余地がある旨を主張する。

しかし、同条は、法第5条による国民健康保険への加入を前提に、その保険料の徴収に代えて(法第76条)、目的税である国民健康保険税として世帯主に「課することができる」とするものであって、保険者の裁量で任意に「課さない」選択を許容する趣旨ではないと解される。よって、審査請求人の当該主張は採用できない。

この他、審査請求人は、現行の医療・製薬業界及び健康保険制度に対する評価等を理由に、健康保険制度への加入を拒否し、処分の取消しに加え、「例外の規定を設けたうえでの代替的処置」等の「調和的な解決の提示」を求めるが、これらの主張が採用し得ないものであることは、「第5 審理員意見書の要旨」に徴し明らかである(参考 当審査会答申(令和7年5月1日付け令和6年度答申第2号))。

(2) 本件処分についての検討

① 本件賦課処分について

ア 法第5条は、「都道府県の区域内に住所を有する者は、当該都道府県が当該都道府県内の市町村とともに行う国民健康保険の被保険者とする。」と規定し、同法第6条は一定の場合を適用除外として列举している。

イ 審査請求人は、埼玉県春日部市に住所を有しており、かつ、本件賦課処分の対象期間中に法第6条に規定する適用除外に該当する事実は認められない。したがって、審査請求人は、法の規定により国民健康保険の被保険者に該当する。

ウ 国民健康保険の被保険者資格は、法令により客観的・画一的に定められており、制度に対する評価や信頼の有無といった主観的事情、あるいは加入を拒否する旨の意思表示によって、当然に被保険者資格やこれに伴う負担(国民健康保険税の納税義務)が否定されるものではない。

エ 処分庁は、税法第703条の4により国民健康保険税を課している。また、条例は、賦課徴収の根拠、納税義務者、課税額、徴収方法、納期及び納税義務の発生等を規定している。

オ 処分庁は、これら関係法令等の規定に基づき、審査請求人に対して、令和7年度における国民健康保険税の税額、徴収方法及び納期限を決定し、令和7年7月7日付けで納税通知書兼決定(変更)通知書を送付したものである。

カ 以上によれば、本件賦課処分は、関係法令等の規定に従ってされたものであり、取り消されるべき違法又は不当な点は認められない。

② 本件各督促処分について

ア 税法第726条は、納税者が納期限までに国民健康保険税に係る地方団体の徴収金を完納しない場合においては、徴税吏員は、納期限後20日以内に、督促状を発しなければならない旨を規定している。

イ 処分庁は、国民健康保険税第1期分及び第2期分について、それぞれ納期限までに納付がなかったことを前提として、令和7年8月20日付け及び同年9月19日付けで督促状を発している。

ウ 審査請求人から、各期別税額を納期限までに納付した旨の主張はなく、また、納付があったと認められる事情も見当たらない。

エ 以上によれば、本件各督促処分は、関係法令等の規定に従ってされたものであり、取り消されるべき違法又は不当な点は認められない。

3 結論

以上により、審査請求人の主張は採用できず、本件審査請求に理由がないものと認められるので、当審査会は、「第1 審査会の結論」に記載のとおり、棄却されるべきであるとする審査庁の判断は妥当であると判断する。

なお、既述の通り、本件審査請求は、過去の同様の処分に対する類似の主張に基づき行われたものであり、以後、同一人から実質的に同一又は類似の争点に関する主張に基づく審査請求が行われた場合には、審査庁において、行政不服審査法第43条第1項第5号による当審査会への諮問を省略することに支障ないものと認める（総務省行政管理局『行政不服審査法事務取扱ガイドライン〔本文編〕（令和8年5月改訂）』170頁参照）。

第7 審査会における調査審議の経過

年 月 日	内 容
令和8年5月7日	審査庁から諮問書を受理
令和8年6月22日 (第1回春日部市行政不服審査会)	調査審議
令和8年7月27日	答申

春日部市行政不服審査会

会 長 横 家 豪

委 員 岡 田 順 太

委 員 川 上 裕 之

委 員 鈴 木 健太郎